

## 第21回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

### 1 開催日時

令和6年12月13日（金） 午後3時～午後4時30分

### 2 会場

京都市役所 本庁舎1階第2会議室

### 3 議題

- (1) 路上喫煙対策の取り組みについて
- (2) 喫煙場所における喫煙者数等調査について
- (3) 喫煙場所の改修状況について

主な内容は下記のとおり

記

#### 議題(1)～(3)について

○委員 資料7ページには、厚生労働省が出している国民健康・栄養調査における喫煙者の割合について、令和5年の結果概要については、資料作成時点で未発表と記載があるが、現在は公開されているのか。

また、京都市の市税収入額とそのうちのたばこ税収入額を伺いたい。

●事務局 まず厚生労働省が出している令和5年の国民健康・栄養調査における喫煙者の割合について、習慣的に喫煙している者の割合は15.7%で、男性25.6%、女性6.9%であり、直近10年間で男女とも有意に減少していると記載がある。

また、令和5年度の京都市の歳入総額は、9,657億円である（※市税収入は3,201億円）。なお、市たばこ税収入は、約90億円である。

○委員 たばこ税収入の数値は、紙巻きだけでなく加熱式も入れた合計値か。

●事務局 そのとおりである。

○委員 資料13ページについて、現在京都駅八条東口喫煙場所の改修工事を行っているところで、間もなく完了するかと思うが、この間別の喫煙場所への案内等は行ったのか。

●事務局 京都駅八条口側には、他に4箇所の喫煙場所があるため、工事期間中は、そちらに誘導するような掲示を行った。

○委員 先ほど説明のあった、たばこ税収入90億円について、これは、一般財源、特定財源のどちらか。

●事務局 一般財源である。

○委員 市内の喫煙場所の数について、これからも増やす予定なのか、現在の数で維持するのか方針はあるのか。

●事務局 元々条例を制定する際に本審議会や市議会でも喫煙場所を整備するよう意見をいただきており、これに基づき整備してきた経過がある。喫煙場所の設置は、喫煙者、非喫煙者の共

存のために必要なことだと考えているため、十分な財源の確保や適地の選定、地元調整等、課題は多くあるが、今後も検討してまいりたい。

○委員 別紙45ページを見ると、三条大橋西詰の路上喫煙者数が多いが、この喫煙場所設置は難しいのか。

●事務局 喫煙場所の設置となると一定規模の場所を確保する必要があるため、現状では三条大橋西詰周辺の設置は難しいと考えている。

また、先ほども説明したとおり、喫煙場所の設置には様々な課題があるため、民間が設置しているものも含め、既存の喫煙場所を示したページにつながる二次元コードで周知を行い、路上喫煙やポイ捨てが少なくなるよう取り組んでいる。

○委員 別紙6で公園の取組については、前回の審議会において議論した中で、公園について問題があるということを受けての取り組みということか。

●事務局 公園での喫煙やポイ捨てが多く見受けられるため、関係部局と連携して各種掲示等を行っている。

○委員 効果が実感できれば、今後も増やす予定なのか。

●事務局 今後も関係部局と連携してできることを模索していきたいと考えている。

○委員 各商店街に話を聞くと昼間は、路上喫煙者を見かけることはほとんどないが、朝に清掃を行う際には吸い殻が多く落ちているとのことである。

路上喫煙者の調査について、特定の場所においては、夜間など実態に即した時間帯に行うべきではないか。

●事務局 今後の調査方法については、各地の状況等も踏まえて検討させていただく。

○委員 路上喫煙の各種啓発物は、あらゆる場所に標示されているとは思うがあまり見かけない。例えばバス停などには、今以上に標示してゆくべきではないか。

●事務局 路上喫煙者の多い場所や苦情のあった場所から対応を行っている。今後、イベントや人の多く集まる場所等への更なる設置も検討してまいる。

○委員 路上喫煙者はあまり多くないが、バス停付近では、路上喫煙者やポイ捨てを見かける。また、公園の取組の紹介もあったが、各自治会に依頼して公園に掲示物を設置する等の取組をしても良いのではないか。

●事務局 バス停については、交通局に依頼をして啓発ステッカーを貼って対策を行っている。

公園については、喫煙者やポイ捨てが多い場所から1つずつ対策を行っていきたいと考えている。

○委員 啓発物について、自治会に案内を出して協力をいただけないのか。

●事務局 各種啓発物については、ホームページで周知しており、苦情や相談があった場合は、送付を行っている。なお、自治会への協力依頼は、可能であると考えている。

○委員 この条例について市内全域に努力義務がかかっていることを知らない人も多いと思うので、そのような方々にも届くよう啓発を行っていただければと思う。

●事務局 市内中心部において過料徴収を行うだけではなく、周辺地域のマナー意識の向上もあわせて考えている。

元々過料を徴収する区域の名称は路上喫煙等禁止区域としていたが、「区域外は禁止ではない」との誤解を与えないために、路上喫煙等対策強化区域という名称に変更した。

- 委員 令和6年度11月の過料処分件数が大幅に増えている。過料徴収を行う指導員が増えたわけではないと思うので純粋に増えたのだと思う。別紙4の平成23年度欄を見て分かるとおり、取り締まる指導員が増えれば当然過料徴収の件数も上がると思う。現在指導員の数は減っているため、純粋に路上喫煙者数が減ったとは言えないと思うので、処分件数の総数だけでなく、どのように増減があるのか注視していただきたい。また、このまま増え続けるようであれば指導員の増員等、更なる対策を検討する必要があるのではないか。
- 事務局 過料処分件数が大幅に増加していることについて、真摯に受け止めたいと思う。指導員の増員については、人事登用の話もあるためすぐに行うとは申し上げられないが、できることを考えていきたいと思う。
- 委員 灰皿を設置して喫煙をさせているたばこ屋について、把握しているのか。また、苦情等が入った場合はどう対応するのか。
- 事務局 全てではないが、おっしゃるような場所の把握はしている。受動喫煙対策を行う保健福祉局と連携して苦情内容等を先方にお伝えし、灰皿の撤去や移動の協力依頼を行う。なお、灰皿が敷地外の公道上に設置されている場合は、所管の土木事務所と連携し、対応を行う。
- 委員 私有地の敷地内であればどうなるのか。指導できないのか。
- 事務局 敷地内の喫煙については条例の範囲外となるので、直接指導はできないが、例えばコンビニエンスストアが設置する灰皿については、路上喫煙等のおそれがある場合、漏れ出る煙も含めて店舗の方に協力依頼を行っているところである。
- 委員 私がいいたいのは、先ほども委員から質問があったように、喫煙ができる場所を増やしてゆく方が良いのか、喫煙場所を減らしてゆく方が良いのかが、よく分からぬといふことであり、私有地にある喫煙場所においては、喫煙しても指導できないということで、どうしたらよいかということが感想である。
- 委員 路上喫煙の条例というよりは新しい条例が必要で、例えば、吸える場所の設置基準を設けたり、届け出制にする等、別の枠組みを考えないと難しいと思う。また、たばこ屋に補助金を交付するなどして、煙を漏れにくくして民間の喫煙所として運営いただくことも良いのではないかと思う。
- 事務局 敷地内の喫煙に関しては健康増進法に規定があり、組織をまたぐことにもなるが、どのようなことができるのかを検討させていただく。
- 委員 加熱式たばこは、現在取り締まっていないが、今後の方向性として当審議会で、たばこの火による被害の防止だけでなく、煙による健康被害も考慮して審議するのか。
- 事務局 現在の条例は、火の付いたたばこによるやけどや衣服等への延焼の防止、健康への影響の抑制を図ることの両面を大きな目的としている。
- 委員 加熱式たばこは歴史が浅いため、煙を長年の間吸い続けることによる癌の発生率等は分かっていないが、煙を吸うと喘息を起こすように、健康被害があるのは間違いないため、規制の対象に加えてほしい。
- また、電子たばこやその他のたばこなど多くの種類が出てきている。国内で販売される電子式たばこにはニコチンが入っていないが、海外製のものにはニコチンが入っている場合がある。外国人観光客が持ち込んでいると思われるため、そのあたりの議論も今後必要

になると思う。

●事務局 若者を中心に加熱式たばこは急速に普及しているため、いただいた意見も踏まえ、今後も検討してまいる。

○委員 街中で子どもの描いた絵で大人にマナーを訴えかける掲示物を見かけるが、路上喫煙対策の啓発の方法としても活用できないのか。

●事務局 違法駐輪については、子どもの描いた絵で訴えかけるものを見かける一方で、たばこについては、子どもがイメージをしにくい部分があるのではないかと考える。より良い周知啓発を行うことができるよう今後も検討してまいる。

○委員 現在の条例が定めるたばこには、加熱式たばこも含まれるのか。

●事務局 条例ができた平成19年は、加熱式たばこがなかったため、そのあたりを踏まえて今後どうしてゆくのか検討してまいる。